公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第60号
令和2年
9月1日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会　諫早市東本町5-17 ねむの木ビル2階　TEL 0957-22-8479　印刷所／株式会社 昭和堂

令和元年度
税に関する絵はがきコンクール 優秀作品

先日の豪雨災害により被害を受けられた皆様に
謹んでお見舞い申し上げます。

法人会の活動状況

第８回定時総会

第８回定時総会は令和２年５月27日（水）諫早市ホテルグランドパレス諫早において開催されました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎年恒例の総会記念講演会及び懇親会を中止し、総会のみの開催となりました。

髙瀬会長挨拶の後議事へ進行し、平成31年度（令和元年度）事業報告及び決算報告と、令和２年度の事業計画及び収支予算についての報告があり、それぞれ承認されました。

今後の事業については、感染状況の推移を見ながら進めていくこととなりました。

新春講演会

令和２年２月14日、諫早市において㈱バグジー久保華図八氏を講師に迎え、『人を活かす経営～経営者には幸せにするべき５人の人がいる～』というテーマで講演を開催しました。家族、従業員、お客様、取引先、地域の人々という周囲の人を幸せにする「おもてなし経営」を実践する経営哲学を語っていただきました。

消費税軽減税率制度説明会

今年度最後の税務研修会が、令和２年１月28日に諫早市、29日に大村市で開催されました。令和元年10月に新たに導入された消費税の軽減税率制度と令和５年に導入が予定されているインボイス制度についての説明会でしたが、年間を通して８回開催され、延べ208名の方々が参加されました。

租税教室（青年部会）

令和元年11月29日～令和２年１月24日
諫早市／小栗小学校、みはる台小学校、北諫早小学校
大村市／三城小学校、旭が丘小学校

租税教室　諫早市

租税教室　大村市

絵はがきコンクール（女性部会）

令和元年11月29日～令和２年１月24日
諫早市／小栗小学校、みはる台小学校、北諫早小学校
大村市／三城小学校、旭が丘小学校

絵はがきコンクール　応募作品審査

絵はがきコンクール　優秀作品表彰

作品展示：諫早税務署確定申告会場

作品展示：イオン大村店

租税教室（青年部会）「まち歩き人生ゲーム」

令和２年２月９日
大村市／森園公園、大村消防署、大村警察署
参加者／148名

長崎大学教育学部の学生と共催した「まち歩き人生ゲーム～もしも税金がなかったら～」は大村市森園公園をスタートし、公園内でルーレットを回して、リアル人生ゲームと税金クイズを行いました、そのあと、親子で大村消防署と大村警察署で装備品の見学と仕事の説明を受けました。このイベントを通じて親子で税金の役割とその働きを身近に感じていただきました。

諫早税務署からのお知らせ

着任のご挨拶

諫早税務署長　山口（やまぐち）　一豊（かずとよ）

公益社団法人諫早大村法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、７月の豪雨により被災された方におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧を祈念しております。

この度の定期人事異動により、諫早税務署長を拝命いたしました山口でございます。

前任は、福岡国税局徴収部徴収課長として、２年間、滞納国税の整理促進に組織をあげて、取り組んで参りました。

諫早税務署では初めての勤務になります。管内である諫早、大村両市は県の中央に位置し美しい自然と豊かな恵みのもと、活気にあふれた街と伝え聞いており、この地で勤務できることに大変光栄に思っているところです。

さて、諫早大村法人会におかれましては、平成２年に社団化されて以来、着実な組織基盤の充実に努められるとともに、「税のオピニオンリーダー」として、また、「よき経営者を目指す団体」として、経営セミナーや税知識の普及、納税意識の高揚を図るための啓発活動をはじめ、青年部会・女性部会による租税教室や税に関する絵はがきコンクール等活発な地域貢献活動により、企業と地域社会の健全な発展に大変熱心に取り組んでおられます。

なかでも、青年部会による租税教室は、実際に子どもたちと街へ繰り出し、税の意義や役割を学ぶ体験型イベントとして大変盛況であったと伝え聞いております。

改めて、皆様方の「法人会会員」としてのステータスの高さと税務行政全般に対するご協力に私たち職員一同心からお礼申し上げます。

ところで、皆様方にはこれまでもe-Taxによる申告の普及にご協力いただいております。

当局としましても、「添付書類も含めたe-Tax」を目指して、全ての提出書類をe-Taxによりご提出いただけるよう取り組んでおります。

このような取組みは、到底、私どもの力だけでは十分に行き渡らないこともございますので、ぜひとも皆様のお力添えをお願い申し上げます。

最後になりましたが、諫早大村法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに企業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

山口一豊 プロフィール

【生年月日】昭和38年10月5日生（56歳）
【出　身　地】福岡県嘉麻市
【性格分析】明るさだけが取り柄です。短所はせっかち、優柔不断その他多数。
【座右の銘】特にありませんが、「健康第一」をモットーにしています。
【健　康　法】糖質プチカット。ウォーキング。ストレス発散（美味しいお酒等）。

【略　　歴】
平成22年7月　福江税務署　総務課長
平成24年7月　福岡国税局　徴収部　管理運営課　課長補佐
平成25年7月　佐賀税務署　総務課長
平成26年7月　福岡国税局　徴収部　特別国税徴収官
平成27年7月　香椎税務署　副署長
平成29年7月　福岡国税局　徴収部　特別整理第二部門　統括国税徴収官
平成30年7月　福岡国税局　徴収部　徴収課長
令和02年7月　諫早税務署長

諫早税務署　法人課税部門　新任統括官・総括上席プロフィール

松尾（まつお）　康典（やすのり）

【役　　職】
法人第一部門　統括国税調査官
【生年月日】
昭和50年１月３日生（45歳）
【出身地】
福岡県八女市
【前　　歴】
香椎税務署　法人課税統括国税調査官

山本（やまもと）　隼也（じゅんや）

【役　　職】
法人第一部門　総括上席国税調査官
【生年月日】
昭和57年５月３日生（38歳）
【出身地】
福岡県宗像市
【前　　歴】
福岡国税局　酒類業担当官

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載 ＋ **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

マイナンバーPRキャラクターマイナちゃん

本人確認書類（番号確認書類＋身元確認書類）

○ マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が１枚でできます。

○ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類		身元確認書類
●通知カード※1 ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （マイナンバーの記載があるものに限ります。） などのうちいずれか１つ※2	＋	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート などのうちいずれか１つ

※１　「通知カード」は令和２年５月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※２　平成30年１月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和３年３月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』を活用して、自宅などから申告ができます。（裏面参照）

○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的身分証明書として使用できます。

○ マイナポイントがもらえる

（令和２年９月～令和３年３月）

選択したキャッシュレス決済サービスで２万円のチャージまたは買い物をすると上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

スマホによる申請はこちらから！

国税庁　法人番号7000012050002

令和2年5月

マイナンバーカードで申告を簡単・便利に！

～マイナポータルを活用した情報連携～

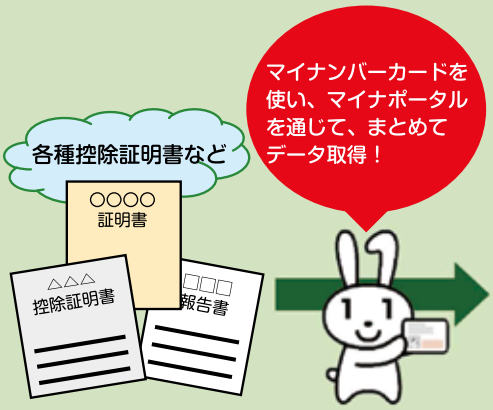

※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから！

年末調整（令和２年10月からスタート）

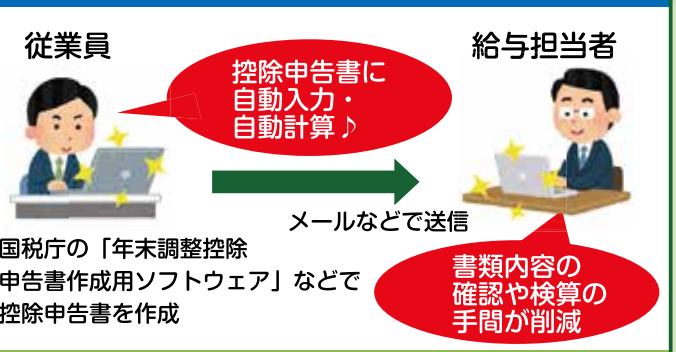

国税庁の「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」などで控除申告書を作成

確定申告（令和３年１月からスタート）

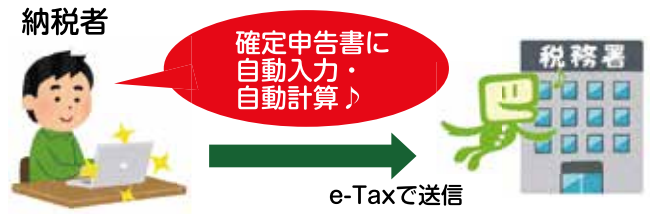

～e-Taxのメリット～

メリット

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

いつでも

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには？

取得には１か月程度かかるよ。早めの申請がおすすめ！

1. マイナンバーカードを取得
2. マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダを用意
3. 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから！

財務省・国税庁　　【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○　現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- 納税について誠実な意思を有する。
- 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- 納付すべき国税の納期限から６か月以内に申請書の提出がある。

（注）１　担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
　　２　既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○　現行の猶予が認められると…

- 原則として１年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常　年 8.9%→軽減後　年 1.6%※）。

※　令和２年中における延滞税の利率　　申請による換価の猶予　国税徴収法第 151 条の２

収入が概ね２割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし　**１年間猶予**　**無担保**

特　例　猶　予　の　要　件

○　以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①　新型コロナウイルス感染症の影響により、
　令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

②　一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
　譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

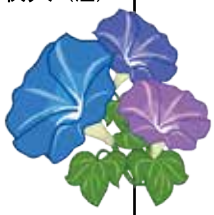

○　納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○　令和２年２月１日から同３年２月１日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例　新型コロナ税特法第３条

令和２年６月